

平成29年5月17日

各位

堺市上下水道局

水洗式の仮設トイレ設置にも申請が必要です（お知らせ）

平素は、本市の上下水道事業に対し、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、建築現場において、公共下水道に接続する仮設事務所や水洗式の仮設トイレを設置する場合があります。本市では、これら仮設建築物も公共下水道に接続する排水設備が付属する場合、堺市下水道条例第4条に基づき、**排水設備計画確認申請が必要**になります。

また、申請がない場合は、堺市下水道条例第35条に基づき、過料に処する場合がありますので、ご了承下さい。

なお、仮設事務所や仮設トイレの申請に関する質問等がありましたら下記の間合せ先まで連絡頂きますよう、お願いします。

お問い合わせ

堺市上下水道局

給排水設備課 排水設備係

TEL 072-250-5208

FAX 072-250-9164